下請契約および下請代金支払の適正化等について

1 見積りについて

下請代金の設定については、書面による見積依頼、見積期間の設定、明確な経費 内訳による見積書の提出等の適正な手順を徹底し、賃金、一般管理費等の必要諸経 費を適切に考慮すること。

なお、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合は、当該単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、所定時間(8時間)外の労働に対する割増賃金や現場管理費および一般管理費等の諸経費が含まれていないものであることを十分に理解した上で適切に取り扱うこと。

2 法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用・尊重による社会保険への加入徹 底について

建設産業の労働環境の改善および技能労働者の処遇改善に向け、元請業者は、下 請業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働き掛けるとともにこれ を尊重し、下請業者は、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に提出して 法定福利費を確保し、自社および外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるこ と。

3 契約について

- (1) 書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。
- (2) 契約書に、具体的な工事内容、適正な請負代金、支払方法、工期等を明示すること。
- (3) 請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する(いわゆる赤伝処理)場合には、具体的内容を請負契約の両当事者の合意に基づき、契約書面に明記すること。
- (4) 請負代金を決定する際、元請業者が一方的に決めた請負代金の額で下請業者 に契約を締結させる行為(いわゆる指値発注)を行うことがないよう留意する こと。
- (5) 工期、請負代金の変更は、変更工事の着工前に書面による契約で変更すること。

4 検査および引渡しについて

元請業者は、下請業者より工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に当該工事の検査を完了し、工事完成の確認後、下請業者からの申出があったときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けること。

5 下請代金の支払について

(1) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)

までの期間をできる限り短くすること。

- (2)元請業者が注文者から部分払や完成払を受けた時は、相応する下請代金を当該支払を受けた日から1か月以内で、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3)下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合でも、現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。
- (4)元請業者が前払金を受領した場合、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。
- (5) 手形期間については、120日以内で、できるだけ短い期間とすること。

6 下請業者への配慮について

元請業者は下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮するとともに、下請業者の 倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約の関係者に請負代金、賃金の不払等、不 測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

7 施工管理の徹底について

- (1)公衆災害や労働災害の防止および建設生産物の安全性や品質を確保するため、 適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の 工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理および工事現場における安全 管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。
- (2)公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出するとともに、施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げること。

8 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

将来の建設産業の存続のため、現在、技能労働者の就労環境の向上が強く要請されていることを理解し、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請への要請、重層下請構造の改善などに積極的に取り組み、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

9 消費税率の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに伴い、下請契約等において転嫁拒否等 行為を行わないこと。

10 関係者への配慮について

資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等に対しても、上記の事項に準じた 配慮をすること。

※上記事項のほか、建設業法等の関係法令等、県建設工事元請下請関係適正化指導 要綱を遵守し、元請下請関係の適正化、施工管理の一層の徹底に努めてください。